

愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定有形文化財の指定をしたいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年1月21日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（平成27年1月16日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定有形文化財としての指定をするため必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(指定) 有形文化財 工芸品 2件

種別	名称	員数	所在地	所有者
工芸品	<small>きくきりもんまきえよるいびつ</small> 菊桐紋蒔絵鎧櫃	<small>はい</small> 1背	犬山市大字犬山字北古券8番地 犬山城白帝文庫歴史文化館	公益財団法人 犬山城白帝文庫
工芸品	<small>きくきりもんまきえふるどうぐ</small> 菊桐紋蒔絵風呂道具	<small>そろい</small> 1揃(9口)	犬山市大字犬山字北古券8番地 犬山城白帝文庫歴史文化館	公益財団法人 犬山城白帝文庫

平成27年1月16日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 安田 徳子



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成26年1月17日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

- | | | | |
|---|-------|-----|-----------|
| 1 | 有形文化財 | 工芸品 | 菊桐紋蒔絵鎧櫃 |
| 2 | 有形文化財 | 工芸品 | 菊桐紋蒔絵風呂道具 |

指定理由書

種 別 有形文化財 工芸品
名 称 菊桐紋蒔絵鎧櫃（きくきりもんまきえよろいびつ）
員 数 1背^{はい}
法 量（単位cm）
高 88.7 幅 47.8
所 在 地 犬山市大字犬山字北古券8番地（犬山城白帝文庫歴史文化館）
所 有 者 公益財団法人犬山城白帝文庫
住 所 犬山市大字犬山北古券65番地5

指定理由

【品質および形状】

修験者や行脚僧が仏具・衣類等を入れ背負って用いる筈の形式になる木製の鎧櫃である。正面左右の二柱の下端をやや開いて脚とし、背面下部中央にも刳形脚^{くりがた}を設けて三脚とする。内部は上下二段に分けられ下段に浅い抽斗^{ひきだし}を納めるが、上下段とも召合わせのない観音開きの扉^{ちようつがい}を蝶番^{ちょうばん}でとり付け、琵琶形^{びわぎ}の帖木^{かんぬき}をあてて門とする。中央と下部の框^{かまち}には背負うための紐通しの穴各二をあけるが、背負い紐は欠失している。架木・框・柱に八双金具^{はっそう}、扉と柱をつなぐ蝶番金具、櫃本体の角を保護する花先金具など、要所に金銅製飾金具を打つ。

表面は、総体を黒漆塗とし、絵梨地^{えなしじ}を交えた金の平時絵^{ひらまきえ}で菊紋と五七桐紋を表し、花卉等の輪郭線に、金蒔絵^{つけがき}で細線を表す付描、蒔絵部分を針で引っ掻いて黒い線を表す針描^{はりがき}、黒線の部分を避けて蒔絵を施す描割^{かきわり}の技法を適宜併用する。菊花の表現は、表や裏など変化に富み、大小の菊桐文を重なり合うようにリズムカルに散らす文様構成は、おおらかながらも配慮が行きとどいている。金の平時絵、粗い金粉による梨地、細かい金粉による梨地の三色を、菊花や桐の葉、虫喰い穴等の各部分にバランスよく配するなど、本作の蒔絵装飾は、桃山時代に盛行したいわゆる高台寺蒔絵様式の特徴をそなえており、京都市高台寺霊屋内陣^{たまや}や高台寺伝来の什器類^{じゅうき}に認められる様式と近似するものである。

一方、入八双金具^{いりはっそう}と花先金具には桐紋と唐草、蝶番金具には桐紋を蹴彫^{けりぼ}りで表す。これらの文様の間地は魚々子地^{まじななこじ}とし、黒色にみえるのは墨差しとみられる。黒地に金色の文様が映える効果を狙ったもので、とくに桃山時代以降に流行をみせた色彩表現である。

金具の最大の特徴は、唐草の葉に葉柄（葉背の主葉脈）を表すこと、茎の葉が派生する箇所に二条刻線で節を表すこと、間地に露を散らすこと（とくに蝶番金具に顕著）である。これらは、文禄から慶長年間、桃山時代の飾金具に特有の意匠表現で、滋賀県長浜市都久夫須麻神社本殿（国宝）、京都市高台寺霊屋（重文）、仙台市大崎八幡宮本殿（国宝）など、当該期の遺構の飾金具に類例を見ることができる。本作品の年代観の一根拠として、以上の飾金具を挙げたい。

【来歴】

『豊公御遺物目録』^{ほうこうごいぶつ}（大正から昭和初年ごろ編纂か）に記載され、天正12年（1584）の小牧・長久手の戦いの際、羽柴秀吉が犬山城に入城してきたときに持参したと伝えられる。犬山城に伝来し、明治時代以降は成瀬家の所蔵となったが、平成16年4月の財団法人犬山城白帝文庫設立時に、成瀬正俊氏から犬山城白帝文庫に寄贈され現在にいたっている（平成25年4月、犬山城白帝文庫は公益財団法人に移行）。

【評価】

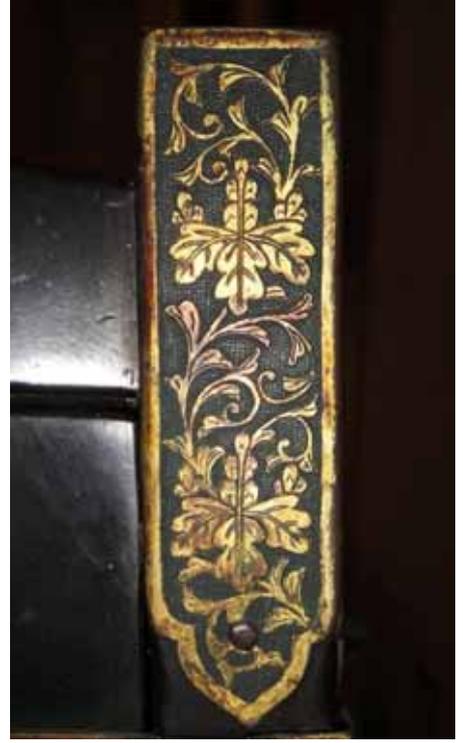
この鎧櫃は、蒔絵装飾、飾金具ともに、典型的な桃山時代の作行き^{さくゆ}を示しており、現在知られる類品と比べても何ら遜色のない優品とみなされる。保存状態も良好であり、愛知県指定文化財にふさわしい価値を有するものと評価する。



菊桐紋蒔絵鎧櫃（正面）



菊桐紋蒔絵鎧櫃（内側）



菊桐紋蒔絵鍍櫃（飾金具）

指定理由書

種 別	有形文化財		工芸品		
名 称	菊桐紋蒔絵風呂道具（きくきりもんまきえふるどうぐ）				
員 数	1揃（9口）				
法 量（単位cm）					
風呂桶	1口	高	66.3	口径	73.5
盥 <small>たらい</small>	1口	高	28.3	口径	72.9
湯桶	2口	高	35.1	口径	49.1
手桶	2口	高	40	口径	31.7
水漉 <small>みずこし</small>	1口	高	12.2	口径	30.3
柄杓 <small>ひしゃく</small>	2口	高	9.1	柄長	31.5
所在地	犬山市大字犬山字北古券8番地（犬山城白帝文庫歴史文化館）				
所有者	公益財団法人犬山城白帝文庫				
住 所	犬山市大字犬山字北古券65番地5				
指定理由					

【品質および形状】

伝来する風呂道具は、湯を入れて使用する風呂桶一口と、身体を洗うための盥一口、湯水をためておくための湯桶二口、運搬用の手桶二口、ほこりなどを取るための水漉一口、湯水を注ぎ足したり、かけたりするための柄杓二口からなる。

風呂桶は、底がすばまった円筒形で、底部に二筋、胴の上下に各一筋の箍たがをはめたのみの単純な造りの桶で、総体を黒漆塗とし、正面と背面の側面に菊紋と九七桐紋を各一個、絵梨地を交えた金の平蒔絵で表し、花卉や葉脈に針描・付描を併用する。

盥は、四脚を付けた浅い行水盥の形態で、胴の底部と中央に各一筋の箍をはめる。総体を黒漆塗とし、側面には菊紋と九七桐紋を各一個、見込みに桐紋一つを表す。

湯桶は、風呂桶よりやや浅く小振りの盥で、底に三脚を設け（いずれも一脚が欠失）、胴の底部に二筋、上部に一筋の箍をはめる。総体を黒漆塗とし、側面に菊紋と九七桐紋各一を配する。

手桶は、側板の一部を左右二カ所で延ばし、上部に棒状の角材を渡して持ち手とした形状である。胴の底部に二筋、上部に一筋の箍をはめる。側面には、小さめの菊紋と五七桐紋計六個を散らして、持ち手の根元と握り棒の表裏に菊桐紋各一を配する。

水漉は、浅い円筒形の曲げ輪の下部に漉し布を張り、外側に嵌めた留めは棹で固定す

る形式である。輪の上部近くには、二本の持ち手を平行に貫通させる。側面の正面と背面に小さめの菊桐紋を三個ずつ計六個配し、持ち手にも菊桐紋各四個を表している。

柄杓は、円筒形の杓の部分に斜めに柄一本を貫通させた形式で、胴に三個、柄に三個の菊桐紋を配している。

これらの風呂道具一揃は、いずれも内外黒漆地に、二種の絵梨地を交えた金の平蒔絵・付描・針描を用いた蒔絵技法で菊桐紋を表しており、おおらかな作ゆきながら、いわゆる高台寺蒔絵の範疇に含むことのできる作例である。また、風呂桶・盥・湯桶が大ぶりの菊桐紋を大胆に配しているのに対して、湯桶・手桶は小さな菊桐紋を配するという違いが認められるが、この差異は装飾を加える什器の大きさや形態に由来する要素も大きく、これらが同環境で制作されたことを否定するものではない。

一方、梨地部分に銀粉を用いる点、絵梨地の施工法などにおいて、ともに伝来した菊桐紋蒔絵鎧櫃とは相違点が多く、別個の制作年代や制作環境を想定すべきものと判断される。本来、木地で製作される風呂道具に、漆を塗り豪華な蒔絵装飾を加えた類例としては、おぎなべしま小城鍋島家伝来風呂道具(佐賀県立博物館)など数例が知られているが、これらの道具類は豊臣秀吉の御成等に際して調べられ使用されたとも推測されている。本作例は、桃山時代の高台寺蒔絵様式による漆工品としてのみならず、秀吉所用と伝えられる道具類の文化史的な意義を探るうえでも重要な資料と位置づけられる。

【来歴】

菊桐紋蒔絵鎧櫃とともに、『ほうこうごいぶつ豊公御遺物目録』(大正から昭和初年ごろ編纂か)に記載され、天正12年(1584)の小牧・長久手の戦いの際、羽柴秀吉が犬山城に入城してきたときに持参したと伝えられる。犬山城に伝来し、明治時代以降は成瀬家の所蔵となったが、平成16年4月の財団法人犬山城白帝文庫設立時に、成瀬正俊氏から犬山城白帝文庫に寄贈され現在にいたっている(平成25年4月、犬山城白帝文庫は公益財団法人に移行)。

【評価】

典型的な桃山時代の高台寺蒔絵様式を示す作例であり、蒔絵装飾を施した珍しい風呂道具の一括資料として貴重であり、愛知県指定文化財にふさわしい価値を有するものと評価する。



風呂桶



盥



湯桶



手桶



水漉



柄杓

菊桐紋蒔絵風呂道具（1揃 9口）

愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建 造 物	4 5		4 5	
	美術工芸品	絵 画	9 7		9 7
		彫 刻	1 0 7		1 0 7
		工 芸 品	1 0 6	2	1 0 8
		書跡・典籍	4 0		4 0
		考古資料	2 8		2 8
		歴史資料	5		5
無 形 文 化 財		2		2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5		2 5	
	無形民俗文化財	4 4		4 4	
記念物	史 跡	4 5		4 5	
	名 勝	5		5	
	天然記念物	6 0		6 0	
伝統的建造物群					
合 計		6 0 9	2	6 1 1	